

監第 193 号
技管第 330 号
令和元（2019）年 11 月 18 日

各 部 局 長 }
教 育 長 } 様
警 察 本 部 長 }

副 知 事

令和元年台風第 19 号に係る災害復旧工事等の円滑な実施等について(通知)

令和元年台風第 19 号による県内での甚大な被災を鑑み、令和元年台風第 19 号に係る災害復旧工事（以下、「災害復旧工事」という。）に係る競争入札の執行及び技術者の専任等の緩和措置及び県発注工事における監理技術者等の取扱いについて、下記により行うことといたしましたので、趣旨を十分理解の上、適切な運用による円滑な工事の施工に遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知による取扱いは、令和 3 年 3 月 31 日までに発注する建設工事に適用するものとする。

記

1 指名競争入札対象工事の拡大

災害復旧工事については、「条件付き一般競争入札執行要領」第 2 条のただし書き（ただし、緊急を要する場合その他条件付き一般競争入札に係る手続きにより難しい場合はこの限りでない）を適用し、予定価格が 5,000 万円以上 1 億円未満の工事についても指名競争入札で執行できるものとする。

2 最低制限価格制度による入札執行

災害復旧工事については、予定価格が低入札価格調査制度の対象工事等であっても、「栃木県低入札価格調査制度事務処理要領」第 2 条のただし書き（ただし、緊急を要する場合は、特定調達適用基準額以上の競争入札によるものを除きこの限りではない）を適用し、最低制限価格制度により入札を執行できるものとする。

3 予定価格の事前公表及び見積り期間の短縮

予定価格については、「予定価格の事後公表試行要領」において、栃木県が発注する競争入札に付する建設工事のうち、予定価格が土木・設備工事 1 億円（建築工事は 2 億円）以上の工事を事後公表により入札を執行することとしているが、災害復旧工事

については、迅速かつ確実な入札の執行を図るため、事前公表により行うものとする。

また、予定価格 1 億円以上の災害復旧工事の見積り期間については、「見積り期間等の運用方針」に定められるただし書き（ただし、請負対象額 1 億円以上の工事及び委託対象額 1 億円以上の業務委託について、やむを得ない事情があるときは、5 日以内に限り短縮することができる。）を適用し、10 日以上で期間設定するものとする。

4 現場代理人の常駐義務の緩和

現場代理人については、栃木県建設工事請負契約書第 11 条第 3 項の規定を適用し、環境森林部、農政部、県土整備部及び企業局が発注する災害復旧工事及び令和元年台風第 19 号により管内が被災した各事務所等が発注する工事で、以下のすべての要件を満たす場合は、現場代理人の兼任を認めることとする。ただし、工事現場における運営、取締り、安全管理等に支障がある場合を除く。

なお、手続きについては、平成 26 年 3 月 6 日付け監第 282 号の県土整備部長通知に準じて行うものとする。

(1) 同一の事務所管内の自部局の工事又は同一の市町区域内の他部局の工事で、その施工条件書等に兼任可能である旨明記されているもの。

ただし、他部局の工事と兼任する場合には、他部局の監督員と兼任の可否について協議すること。

(2) 兼任できる箇所は、3 箇所までとする。

(3) 兼任する工事の請負代金額が 3,500 万円以上の場合において、現場代理人が現場に不在となる間には、現場の運営・取締りを行うことができる者（以下「連絡員」という。）を選任し、常駐させること。

5 主任技術者の専任要件の緩和

建設業法施行令第 27 条第 2 項においては、同条第 1 項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、環境森林部、農政部、県土整備部及び企業局が発注する災害復旧工事及び令和元年台風第 19 号により管内が被災した各事務所等が発注する工事で、以下のすべての要件を満たす場合は、専任の主任技術者の兼任を認めることとする。

なお、監理技術者には適用されないことに留意すること。

また、手続きについては、平成 26 年 3 月 6 日付け監第 282 号の県土整備部長通知に準じて行うものとする。

(1) 同一の事務所管内の自部局の工事又は同一の市町区域内の他部局の工事で、その施工条件書等に兼任可能である旨明記されているもの。

ただし、他部局の工事と兼任する場合には、他部局の監督員と兼任の可否について協議すること。

(2) 兼任できる箇所は、2 箇所までとする。

6 監理技術者等の途中交代

監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要がある、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の真にやむを得ない場合等とされているが、災害復旧工事及び令和元年台風第 19 号により管内が被災した各事務所等が発注する工事については、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も真にやむを得ない場合に含むものとする。

7 余裕期間設定工事の取扱い

余裕期間については、令和元年台風第 19 号の被災による応急工事については、その迅速な施工のため設定しないものとする。災害復旧工事については、受注者が災害関係工事等への対応を行いながら任意に着工できるよう、原則、余裕期間を 60 日以内で設定するものとする。

8 他の発注者との調整

災害復旧工事の発注については、品確法第 7 条第 4 項において、発注者は、他の発注者との連携を図るよう努めることとされたところであり、発注の時期、箇所、工程等について適宜調整を図るため、他の発注者と情報交換等を行うこと。

県土整備部

監理課工事管理担当

TEL 2389

技術管理課技術調整担当

TEL 2421